



世界高配当株セレクト（目標払出し型）

毎月決算・為替ヘッジなしコース／毎月決算・為替ヘッジありコース
年2回決算・為替ヘッジなしコース／年2回決算・為替ヘッジありコース
追加型投信/内外/株式

目標払出し額（分配金）の更新に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「世界高配当株セレクト（目標払出し型）」の各コースの目標払出し額（分配金）を下記のとおり更新いたしますので、ご連絡いたします。

記

毎月決算のコースにおける目標払出し額（分配金）および適用期間

コース名	＜更新前＞ 2017年1月～2017年12月	➔	＜更新後＞ 2018年1月～2018年12月
	毎月決算・為替ヘッジなしコース		113円程度
毎月決算・為替ヘッジありコース	97円程度		96円程度

年2回決算のコースにおける目標払出し額（分配金）および適用期間

コース名	＜更新前＞ 2017年5月、2017年11月	➔	＜更新後＞ 2018年5月、2018年11月
	年2回決算・為替ヘッジなしコース		292円程度
年2回決算・為替ヘッジありコース	250円程度		275円程度

※目標払出し額（分配金）は1万口当たり、税引前

以上

- 上記の目標払出し額は分配金として払い出される目標額であり、次回更新時期に見直されます。
- 上記の額は、各コースが投資する外国投資信託から受け取る分配金に応じた額を基に委託会社が設定した期間の課税前の目標払出し額であり、投資収益とは直接関係なく決定されるものです。したがって、分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しにより充当されることがあります。
- 次回更新時期以降の目標払出し額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- 上記の目標払出し額は、予想に基づくものであり、掲載した額のお支払いを保証するものでなく、各コースにおいて一定の利回りを保証するものではありません。また、分配金の水準は、各コースの投資収益率を示すものではありません。

※収益分配金に関する留意事項、ファンドの投資リスク、ファンドの費用、当資料のお取扱いについてのご注意は該当ページをご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

ファンドの投資リスク

各コースは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

各コースの基準価額の変動要因となる主な投資リスクは次のとおりです。

- 株価変動リスク ●為替変動リスク ●カウンターパーティリスク ●流動性リスク ●信用リスク ●カントリーリスク ●金利変動リスク ●特定の投資信託証券に投資するリスク

※くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お客さまにご負担いただく手数料等について

下記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ご購入時	購入時手数料	購入価額に 3.78%（税抜3.5%） を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額となります。購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。※くわしくは販売会社にお問い合わせください。		
	スイッチング手数料	スイッチング時の購入価額に 3.78%（税抜3.5%） を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。※スイッチングの際には、換金時と同様の費用、税金がかかります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。		
ご換金時	換金時手数料	ありません。		
	信託財産留保額	換金申込受付日から起算して4営業日目の基準価額に 0.25% の率を乗じて得た額とします。		
保有期間中 （信託財産から間接的にご負担いただきます。）	各コース	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.2744%（税抜1.18%）		
		支払先	内訳（税抜）	主な役務
		委託会社	年率0.35%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年率0.80%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	
運用管理費用 （信託報酬）	指数手数料	年率0.5% (注)投資対象とする外国投資信託において行われるスワップ取引においては、指数手数料として年率0.5%が当該スワップ取引の日々の評価額から差し引かれます。		
	投資対象とする外国投資信託	投資対象とする外国投資信託の純資産総額に対して年率0.145%程度 (注)投資対象とする外国投資信託の報酬には、投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行への報酬が含まれます。ただし、これらの報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託における取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。なお、最低支払額として、受託会社に対し年15,000米ドル、管理事務代行会社に対し年45,000米ドルが設定されています。		
	実質的な負担	各コースの日々の純資産総額に対して 年率1.9194%（税抜1.825%）程度 ※上記は投資対象とする外国投資信託を100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。		
	その他の費用・手数料	組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。※投資対象とする外国投資信託においては、有価証券等の売買手数料、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用等がかかります。※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

※資産規模が比較的少額である場合は、運用管理費用（信託報酬）ならびにその他の費用・手数料のうち定率でない一部項目の負担が純資産総額比で高率となることがあります。

委託会社その他関係法人

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	株式会社りそな銀行	

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

販売会社名	登録番号	加入協会
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号	日本証券業協会
エース証券株式会社 (毎月決算・為替ヘッジなしコースのみ取り扱いを行います)	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	日本証券業協会
株式会社証券ジャパン (毎月決算の各コースのみ取り扱いを行います)	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第170号	日本証券業協会
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第5号	日本証券業協会
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第117号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第7号	日本証券業協会

この一覧表は、各販売会社より取得した情報を基に作成しています。

(順不同)

【当資料のお取り扱いについてのご注意】

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。●当資料は情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。●投資信託は①預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。②購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。③投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。